


～アルコール検知器「点検の義務化」対策はお済みですか！？～
アルコール検知器点検キット発売のお知らせ

 東海電子株式会社

2011年3月28日

東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本一成）は、2011年4月1日より、アルコール検知器義務化での有効性保持に対してアルコール検知器点検キットを発売致します。

記

2011年5月1日(*)にアルコール検知器の使用義務化が施行されます。本省令改正においては、アルコール検知器の備えの他、検知器の有効性保持も求められています。

国土交通省の文書通達によれば、「メーカーの校正とは別に、マウススプレー等で日々確認」とい方法が推奨されています。

(参考 URL <http://www.mlit.go.jp/common/000113574.pdf>)

この度、当社ではこの推奨方式に合わせた「点検キット」を作成致しましたので是非、御活用下さい。※他社メーカー製の検知器にもお使いいただけます。

点検（有効性保持）が行われていないと、最大60日車の行政処分の可能性がありますのでご注意ください。

【アルコール検知器 点検キット一式】

- 1) アルコール検知器 点検用スプレー（3本）
- 2) アルコール検知器 台帳兼日常点検記録簿
- 3) アルコール検知器 日常点検ハンドブック

キット価格 3,000円（税・送料別）

点検キットの詳細につきましては、別紙もご覧ください

(* 2011年3月25日 アルコール検知器の義務化施行日が1ヶ月延期となることが発表されています)

以上

★☆☆本件に関するお問合せ先☆☆★

東海電子株式会社 事務局 窪田

静岡県富士市厚原 247-15

Tel 0545-67-8989 Fax 0545-67-8900 E-mail:info@tokai-denshi.co.jp

[URL:www.tokai-denshi.co.jp](http://www.tokai-denshi.co.jp)

貨物・旅客 運輸事業者様へ

アルコールチェッカー使用義務化に伴う
「有効性の保持」対応点検KITのご提案

 東海電子株式会社

2011年3月25日

(4)「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。
このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、次のとおり、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

①毎日確認すべき事項 (ア)アルコール検知器の電源が確実に入ること。(イ)アルコール検知器に損傷がないこと。
②毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項
(ア)確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
(イ)洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

点検する項目と内容

1. 損傷がないこと

➡ 目視や触ってみて確認が可能

2. 電源が入ること

➡ 操作と目視にて確認が可能

3. 正常呼気で数値が出ないこと

➡ 操作と目視にて確認が可能

4. アルコールを入れて反応すること

➡ 操作と目視にて確認が可能だが検査用のアルコールは何をどれ位入れて、どんな数値が出たら正しいのか？

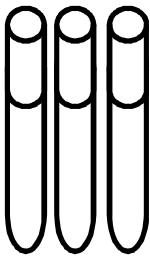
※チェッカー1台ごとに、この作業を実施します。

記録が必要？

何に記録したらいいの？

解決します！

アルコール検知器 点検キット



検査用スプレー3本



取扱説明書



1機種用/月

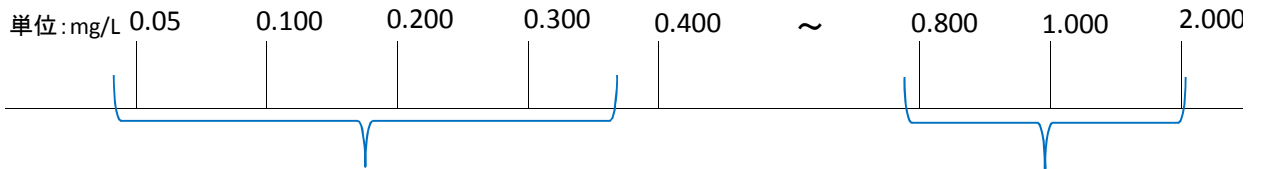


複数機種用/月

アルコール検知器 点検記録簿(2種)

①検査用スプレー

アルコール検知器の検知範囲のうち、比較的濃度の低い部分の動作を確認するのに適しています。



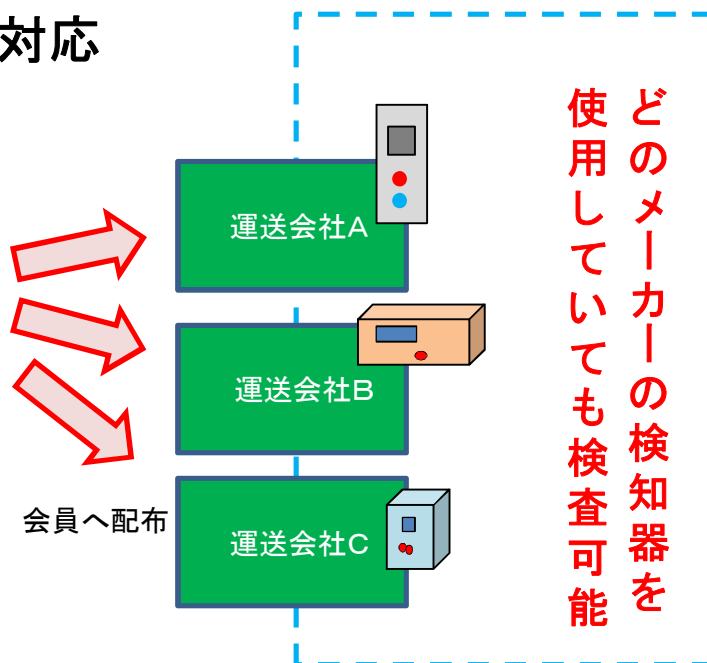
検査用スプレーの濃度・噴霧量はだいたいこの範囲に入ります。人の口の大きさや、唾液の量によってこの範囲で変動します。

市販の口腔洗浄剤等(リステリンやオーラ2 などのマウスプレー)は濃度が高すぎるので残気が残りやすく、検知器の耐久性に影響が考えられます。



全メーカーの検知器に対応

点検キット



尚、点検の記録自体は義務ではありませんが、当社では、実務上点検簿があったほうが引き継ぎ等に利用できると考え、点検記録簿の使用を推奨しています。